



わかやま
公益ポータルサイト
「わかば」

掲載希望団体も募集中！
<http://www.wnc.jp/wakaba/>

隔週金曜掲載

特定非営利活動法人
わかやま NPOセンター
〒640-8331 和歌山市美園町5-6-12
TEL 073-424-2223 FAX 073-423-8355
E-mail info@wnc.jp URL <http://www.wnc.jp/>
編集 志賀久起



和歌山を創る新聞

わかつく

Vol.143

2016.7.29



みんなでつくる情報板

わかやまイベントボード

●親子で楽しむクラシック名曲コンサート

こどもオペラ「3匹のこぶた」の上演です。
日時 7月31日(日)
11:00~12:00
場所 和歌山市民会館大ホール
参加費 大人1,500円・こども500円(0歳から中学生)、おやこペア1,700円(大人1人こども1人)
問い合わせ 和歌山市文化スポーツ振興財団(073-432-1212)

●おどるんや～第13回紀州よさこい祭り～

今年も県内外から多数のチームが参加します。
日程・場所 7月31日(日)
和歌山マリーナシティ、8月6日(土)JR和歌山駅前・イオンモール和歌山・ぶらくり丁(本町通り)・和歌山城砂の丸広場、8月7日(日)高松(旧国道)・モンティグレ・けやき大通り・和歌山城砂の丸広場・西の丸広場。時間帯は会場により異なります。ウェブサイトやガイドブックでご確認下さい。

入場料 無料
問い合わせ NPO紀州お祭りプロジェクト(073-426-4424)

このほかの情報もたくさん掲載！
「わかやまイベントボード」URL
PC版 <http://eventboard.shiminjuku.jp/>
携帯電話版 <http://eventboard.shiminjuku.jp/m/>

知らない紀州の和菓子の世界

「薄皮饅頭」に「かしわ餅」、「柚子もなか」に「釣鐘饅頭」・・・。

地域では当たり前のようにある和菓子ですが、県内の和菓子には歴史があるものが数えきれないほどあるのをご存知でしょうか。今回は、和菓子を通した活動に取り組む「紀州の和菓子と文化を考える会」事務局の山本智子さんにお話をお聞きました。



紀州の和菓子と文化を考える会（担当：山本さん）

TEL/FAX : 073-428-2688 (NPO 法人市民の力わかやま内)
メール : kishuwagashi@gmail.com
Facebook ページ : <https://www.facebook.com/kishuwagashi/>

【会員募集】

紀州の和菓子と文化を考える会は、和菓子を通してわがま

「本の字饅頭がなくなってしまう!!」
一昨年5月29日、500年の歴史を持つ老舗「駿河屋」が突然閉店しました。このことは市民に強い衝撃を与えました。直後に「本当にこれでいいのか、何かできることはないか」と感じた市民が集結。数日後には和歌山大学客員教授で「紀州の和菓子」の著書がある、鈴木裕範さんをはじめとした「和菓子と文化と和歌山大好き市民連」が結成され、緊急シンポジウムを開催するに至りました。

市民にとって「駿河屋」とは何だったのか。全国でも有数の歴史を持つ老舗が消えることは和歌山市にとって何を意味するのかを考えるシンポジウムで、会場に入りきれないたくさんの市民が感じた大きな反響を呼びました。そんな市民の思いが通じたのかどうか、駿河屋自身は、県内企業の支援のもと、創業家岡本家につながる新社長を迎えて再建することができます。駿河屋問題は解決することができました。

この駿河屋問題を機に、市民が感じたあきな市民の思いが通じたのかどうか、駿河屋自体は、県内企業の支援のもと、創業家岡本家につながる新社長を迎えて再建することができます。駿河屋問題は解決することができました。

この駿河屋問題を機に、市民が感じたあきな市民の思いが通じたのかどうか、駿河屋自体は、県内企業の支援のもと、創業家岡本家につながる新社長を迎えて再建することができます。駿河屋問題は解決することができました。



学習会のようす

調査研究と資料等の保存、菓子店とコラボした商品の開発などおこなっています。「知つていましたか？ 度戻の味のせんべいは和歌山では玉子せんべいが主流なんですね。昨年開催したイベントでは、和歌山県内の和菓子屋さんと交渉して玉子せんべいを集めて販売しました。」

「和菓子」は日本の伝統文化であり地域文化。和菓子文化を語ることで、そのまちの歴史、そしてこれからの中づくりのヒントになるのではと活動の可能性を感じました。(U・Y)

あと、寄附者の住所・氏名・年月日が明らかであることを証明するには記録をしっかりと残しておくことが大事だね。複数式の領収書を使うなどきちんと入金記録を管理すること、寄附台帳などを整備すること、などが必要なこと。

A 誰もが見てわかる形にしておくことが大事なんだね。

B 団体だけがわかるような形のまとめ方だったら審査のしようがないからね。第三者がみて「確かにこの日にここに住む○○さんが●●円を寄附してますね」ということがわからないことには、PST基準を満たしているかどうかを知らない。認定NPO法人の審査は、審査基準を満たしているかどうかを客観的に説明できる資料がないとダメなんだ。これは、日頃から書類をきちんとまとめておくなど、一定の事務ができるかどうかと密接に連携する。逆にいえば、まっとうな組織運営をしていればそれほど苦にはならないはず、ということになるんだ。

A いっけん厳しそうに見えるけど、NPO法人がきちんと運営をして、事務もちゃんとこなしていれば、それほど難しいハードルではなさそうな感じだね。

B むしろ、寄附を毎年集め続けなければならないので、そちらの労力のほうが上回るかもしれないね。

NPO紙上講座(37) NPO法人をつくろう！②

A 前回、寄附金が優遇税制の対象になる認定NPO法人の話があったけど、一番大きい条件という「幅広く寄附を受けること」を示す「パブリックサポートテスト(PST)」ってもうちょっと教えてよ。

B 絶対値基準といって「3,000円以上の寄附を100名以上」集める、もしくは相対値基準といって「総収入額の20%以上が寄附金」である、このいずれか一つの要件を満たすことが原則なんだ。しかし、すべての寄附金が基準を満たすかどうかを判断する計算に入れられるかどうか、という問題がある。まず、PST基準を満たす寄附金として計算するには、寄附してくれた方の住所・氏名・寄附年月日・寄附額が明らかである必要があるんだ。

A なるほど、匿名の寄附などは計算には入れられないんだね。

B 誰からの寄附かわかんないと100名いるかどうかがわからないからね。また会員からの寄附はカウントできないことがあることにも注意が必要だ。

A 住所・氏名・年月日・寄附額が明らかである、というのはなんとなくわかるけど、会員からの寄附

はPST基準にカウントできない？

B すべて、ではないんだけどね。まず正会員が支払う会費は「総会での議決権を得る対価」とみなされるため、会費は原則として寄附金扱いはされないんだ。賛助会員であれば総会での議決権は得ることができないため、賛助会員の会費は寄附金扱いすることが可能。ただし、正会員や賛助会員が会費や寄附金を支払うことで、会員特典として参加費が割引になったり、本来は有償で頒布している書籍等が無償でもらえたりする場合は、その分が対価とみなされて寄附金としては算入できないケースがあるんだ。

対価性がなければOKなので、正会員であれば2口目以降の会費や会費とは別に支払う寄附金、賛助会員であれば、対価性がない会費や寄附金であればPSTの計算に算入できる。

A そうか、会員になることでなんらか有償のサービスを受けられる場合は、それは対価なので、寄附金には数えられない、ということなんだね。

B そういうことなんだ。このあたりは団体によって事情も異なるだろうからちょっとややこしいね。